

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地、農業用の機械・施設等の取得）を図る取組を税制面で支援します。

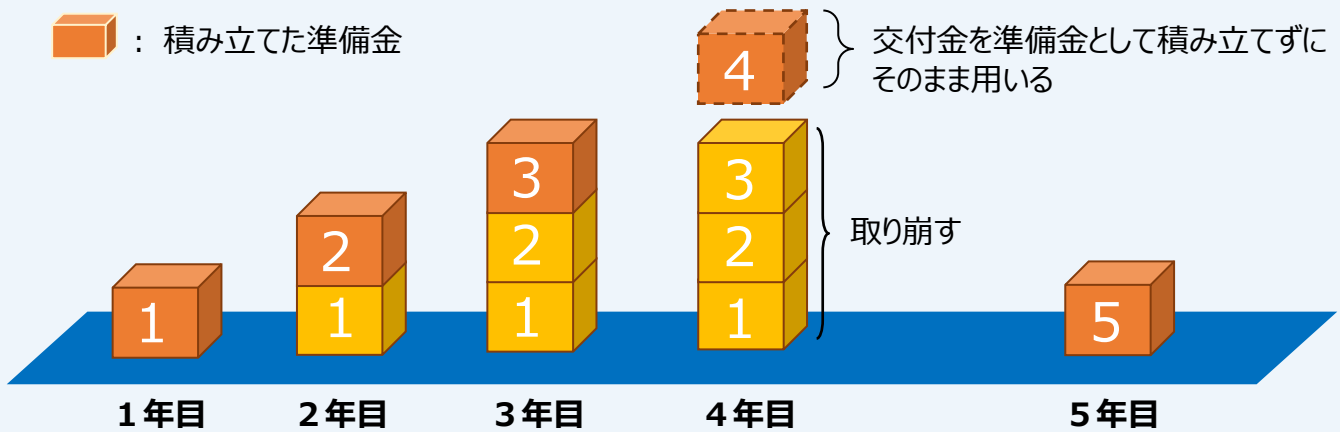
【特例措置の内容】

- 青色申告を行う認定農業者又は認定新規就農者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画等に従い、**農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合**、この積立額を**個人は必要経費に、法人は損金**に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画等に従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、**農用地、農業用機械・施設等**を取得した場合、**圧縮記帳**できます。

※ この特例の適用を受けようとする場合には、一定の方法で記帳（複式簿記による記帳が原則。個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳でも可。）し、**青色申告により確定申告**（初年は税務署に事前に届出が必要）**をする必要があります。**

※ 圧縮記帳とは、取り崩した準備金や交付金により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を**必要経費（損金）**に算入することにより、**その年（事業年度）の課税事業所得（所得）を減額する方法**です。

【活用例】 3年間積み立てて、4年目に農用地等を取得した場合



準備金の積立

交付金を準備金として積み立てた場合、この積立額の範囲内で

- ① 個人は必要経費算入
- ② 法人は損金算入

（積み立てない交付金は、課税対象になります。）



農業用固定資産の取得

農用地や農業用機械等の取得に充てた、以下の金額の合計額の範囲内で**圧縮記帳**

- ① 準備金取崩額
- ② その年に受領した交付金の額

注：積み立てた翌年（度）から起算して**5年を経過した準備金**は、**順次、総収入金額（益金）**に算入され、**課税対象**になります。（例えば、H29年に積み立てた準備金は、R5年に5年を経過し、R5年の所得の計算上、総収入金額に算入されます。）



対象者

青色申告により確定申告を行う **認定農業者（個人、農地所有適格法人）** 又は **認定新規就農者（個人）** であって、以下のいずれかに該当する農業者が対象となります。

- 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する **地域計画** において **農業を担う者** として位置づけられていること
- 地域計画が策定されていない場合は、従来の **人・農地プラン** において **中心経営体** として位置づけられていること

注：この特例は、農業者が作成する **農業経営改善計画（認定農業者）** 又は **青年等就農計画（認定新規就農者）** に取得しようとする **農業用固定資産** が記載されていることが要件となります。
（新たな農業用固定資産を取得しようとする場合には、事前に計画への記載・承認が必要となります。）



対象交付金

以下の交付金の交付を受けた場合に準備金を積み立てることができます。

- ① 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）
- ② 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）
- ③ 水田活用直接支払交付金

- ・ 水田活用の直接支払交付金 *
- ・ コメ新市場開拓等促進事業

注：* 印を付した事業のうち、産地づくり体制構築等支援は対象になりません。



対象資産

以下の資産を取得する場合に準備金を活用することができます。

- 農用地
 - ・ 農地、採草放牧地
- 農業用の機械・施設等（**取得価額が30万円以上の資産に限ります。**）
 - ・ 機械及び装置 ・ 器具及び備品
 - ・ 建物及びその附属設備（農振法の農業用施設用地に建設又は設置されるもの）
 - ・ 構築物 ・ ソフトウェア

【対象資産の例】

田、畑、樹園地、採草放牧地、トラクター、ロータリー、あぜ塗機、ブルドーザー、パワーショベル、農業用ドローン、播種プラント、田植機、移植機、乗用管理機、かん水装置、コンバイン、乾燥機、選果機、選別機、運搬機、鳥獣害防止用威嚇機、ビニールハウス、低温貯蔵庫、集出荷施設、農機具収納施設、温室、用水路、農作業管理ソフト など

注：トラック、フォークリフトなどの「車両及び運搬具」に該当するものや中古品は対象になりません。

必要経費（損金）算入の限度額

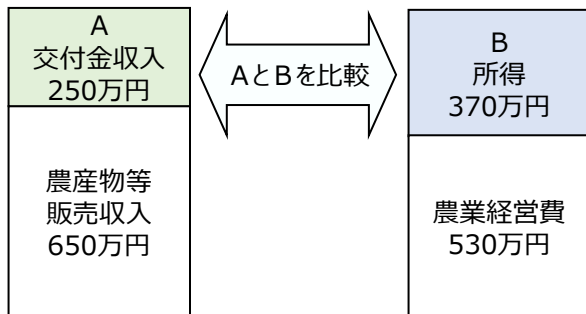
1 農業経営基盤強化準備金の積立時

AとBのいずれか少ない金額が積立による必要経費（損金）算入限度額となります。

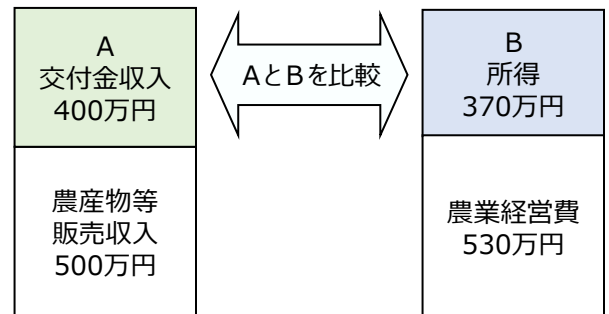
A その年（事業年度）の交付金収入額

B その年（事業年度）の事業所得（所得）の金額

【イメージ】



この場合は、Aの250万円が限度額



この場合は、Bの370万円が限度額

※ 所得金額を超えて積み立てることはできません。

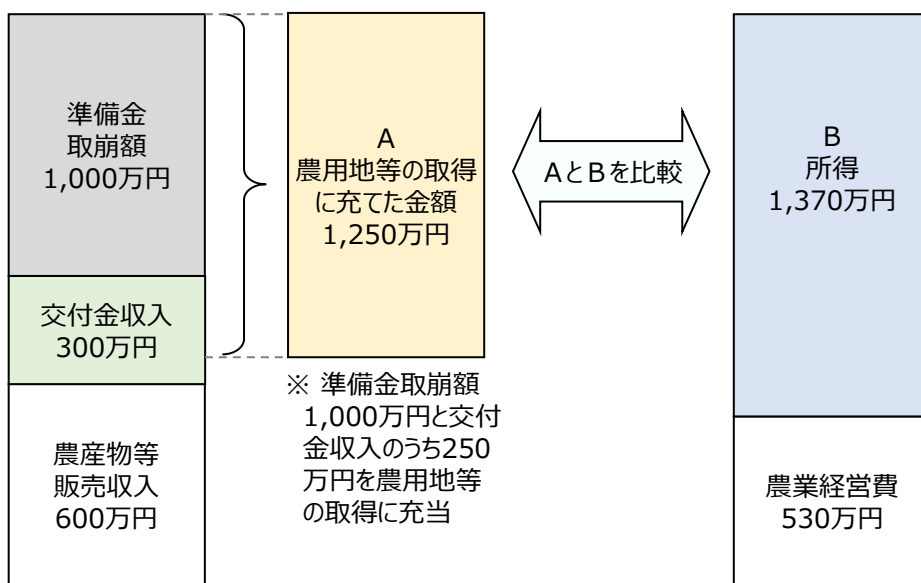
2 農用地等の取得（圧縮記帳）時

AとBのいずれか少ない金額が圧縮記帳による必要経費（損金）算入限度額となります。

A 農用地等の取得に充てた金額（準備金取崩額とその年（事業年度）の交付金充当額の合計）

B その年（事業年度）の事業所得（所得）の金額

【イメージ】



この場合は、
Aの1,250万円が限度額

※ 所得金額が1,250万円を下回る場合は、当該所得金額が限度額になります。

注1：Bの所得金額は、本特例を適用しないで計算するなど、実際の課税所得とは異なります。

注2：積立期限切れ（積立の翌年（度）から起算して5年経過）により取り崩した準備金は、積立てや圧縮記帳の基準となるBの所得金額の計算から除外されます。

農業経営基盤強化準備金制度の効果（モデル試算例）

準備金積立時 交付金収入250万円を準備金として積立て

(単位：万円)

	特例の適用あり	特例の適用なし
農業収入合計金額 A (B + C)	9 0 0	9 0 0
うち農産物販売額 B	6 5 0	6 5 0
うち交付金収入額 C	2 5 0	2 5 0
必要経費金額 D (E + F)	7 8 0	5 3 0
うち農業経営費等 E	5 3 0	5 3 0
うち農業経営基盤強化準備金繰入額 F	2 5 0	0
課税対象所得金額 G (A - D)	1 2 0	3 7 0
税額 (G×12%)	1 4	4 4

※ 税率は総合課税を勘案し所得税率12%で算出。
農外所得、各種控除はないものと仮定し単純化。

準備金として積み立てなかった場合と比較して、納税額に30万円の差が生じます。

資産取得時 準備金1,000万円とその年に受領した交付金250万円を用いて、1,500万円の農業用機械を取得

取得した農業用 固定資産 1,500万円	固定資産の 帳簿価額 250万円	収入（益金） 準備金取崩額等 1,250万円
	必要経費（損金） 固定資産の 圧縮記帳額 1,250万円	

取得した農業用機械を圧縮記帳し、取得に充てた準備金と交付金の額の範囲内で必要経費（損金）に算入することで、準備金取崩益と交付金等受領額と相殺します。

⇒課税は生じません。

取得後 固定資産の帳簿価額を250万円として減価償却

固定資産の 帳簿価額 250万円	↓	↓	↓	...
	35	35	35	
	1年目	2年目	3年目	

圧縮記帳した分は減価償却費が計上できなくなります。

⇒課税所得が増加します。

農業経営基盤強化準備金制度は、交付金収入に係る課税を繰り延べることで、課税負担軽減を図る効果があります。

農業経営基盤強化準備金制度の経理処理

農業経営基盤強化準備金制度に関する経理処理を例示すると、以下のような仕訳となります。

	借 方		貸 方	
	科 目	金 額	科 目	金 額
交付金を受領したとき	現金・預金	〇〇	交付金収入 (収入)	〇〇
準備金を積み立てたとき	農業経営基盤強化準備金繰入額 (必要経費)	〇〇	農業経営基盤強化準備金	〇〇
準備金を取り崩したとき	農業経営基盤強化準備金	〇〇	農業経営基盤強化準備金繰戻額 (収入)	〇〇
固定資産を取得したとき	固定資産	〇〇	現金・預金	〇〇
	固定資産圧縮損 (必要経費)	〇〇	固定資産	〇〇

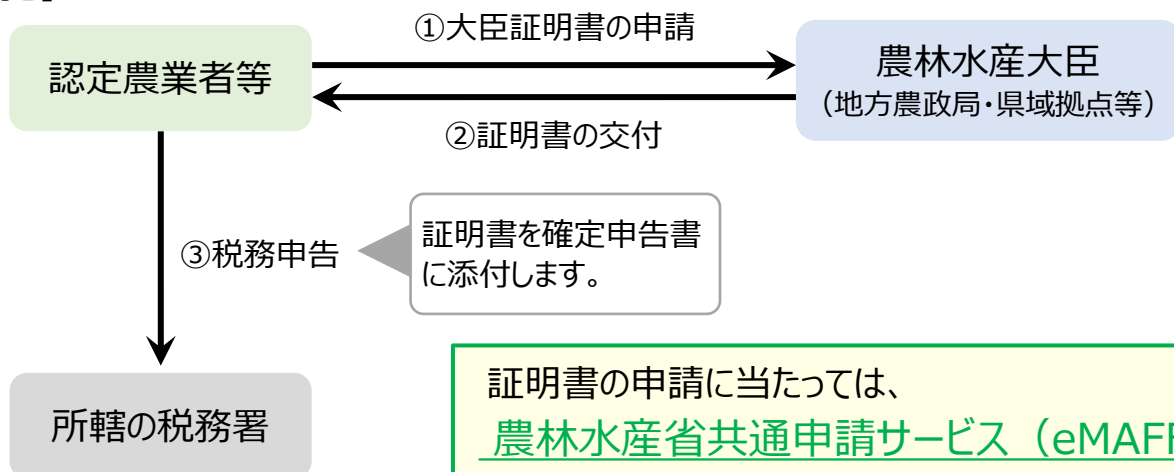
農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるための手続き

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるためには、対象となる金額についての農林水産大臣の証明書が必要です。

大臣証明書の申請については、確定申告(2月16日～3月15日)に間に合うよう確定申告の1ヶ月～3週間前までに最寄りの地方農政局・県域拠点等に申請してください。

確定申告期間中は混み合うため、手続きに時間がかかります。申請はお早めに！

【手続き】



証明書の申請に当たっては、
農林水産省共通申請サービス (eMAFF)
を利用してオンラインで申請することができます。
是非ご活用ください！

【証明書の申請に必要な書類】

積立時に必要な書類

- ㊦ 証明申請書
- ㊧ 準備金に関する計画書兼実績報告書
- ㊨ 対象交付金の交付決定通知書等の写し
(積立年(事業年度)のもの)
- ㊩ 農業経営改善計画等の写し
- ㊪ 貸借対照表等の財務諸表
(前年の確定申告書の控用の写し
(2年目以降の場合))

固定資産取得時に必要な書類

- ㊦ 証明申請書
- ㊧ 準備金に関する計画書兼実績報告書
- ㊨ 対象交付金の交付決定通知書等の写し
(取得年(事業年度)のもの)
- ㊩ 農業経営改善計画等の写し
- ㊪ 貸借対照表等の財務諸表
- ㊫ 取得した固定資産の領収書等

農林水産省共通申請サービス (eMAFF) に関する情報はここから！

[農林水産省共通申請サービス \(eMAFF\) の概要など](#)



[農林水産省共通申請サービスの入口](#)



農業経営基盤強化準備金制度の内容や大臣証明書の申請手続き等に関するご質問は、下記の**地方農政局等**又は**県域拠点等**まで
お気軽にお問合せください!!

地方農政局等	電話番号
北海道農政事務所 生産経営産業部 担い手育成課 〔北海道〕	011-330-8809
東北農政局 経営・事業支援部 担い手育成課 〔青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県〕	022-263-1111 (内線4070)
関東農政局 経営・事業支援部 担い手育成課 〔茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県〕	048-600-0600 (内線3810)
北陸農政局 経営・事業支援部 担い手育成課 〔新潟県 富山県 石川県 福井県〕	076-263-2161 (内線3915)
東海農政局 経営・事業支援部 担い手育成課 〔岐阜県 愛知県 三重県〕	052-201-7271 (内線3124)
近畿農政局 経営・事業支援部 担い手育成課 〔滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県〕	075-451-9161 (内線2716)
中国四国農政局 経営・事業支援部 担い手育成課 〔鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県〕	086-224-4511 (内線2193)
九州農政局 経営・事業支援部 担い手育成課 〔福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県〕	096-211-9111 (内線4317,4318)
沖縄総合事務局 農林水産部 経営課 〔沖縄県〕	098-866-0031 (内線83282)

都道府県別のお問い合わせ先 地方農政局県域拠点等 は、こちらから



このパンフレットに関するお問合せ先：農林水産省 経営局 経営政策課 経営税制グループ
(電話 03-6744-0576)